

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十六号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

「
県民栄誉賞選考委員会の委員
あしたのなら表彰及びならビュー
ティフルシニア表彰選考委員会の
委員
県内大学生が創る奈良の未来事業
審査委員会の委員

を「
県民栄誉賞選考委

員会の委員

に、

「
私立学校審議会の委員
私立学校教育経常費補助金選定委
員会の委員

を

「
私立学校審議

会の委員

に、

「
奈良県立病院地方独立行政法人評
価委員会の委員

を

「
奈良県立
価委員会
新西和医
検討委員

病院地方独立行政法人評
の委員
療センター整備基本計画
会の委員

に、

「
がん対策推進協議会の委員
感染症委員会の委員
肝炎対策推進協議会の委員
結核対策推進協議会の委員

を「
がん

「
奈良公園観光地域活性化審査会の

対策推進協議会の委員

に、

委員
吉城園周辺地区事業者選定委員会
の委員
高畑町裁判所跡地事業者選定委員
会の委員
奈良公園魅力向上事業事業者選定
委員会の委員

を

奈良公園観光地域活性化審査会の
委員

に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。